

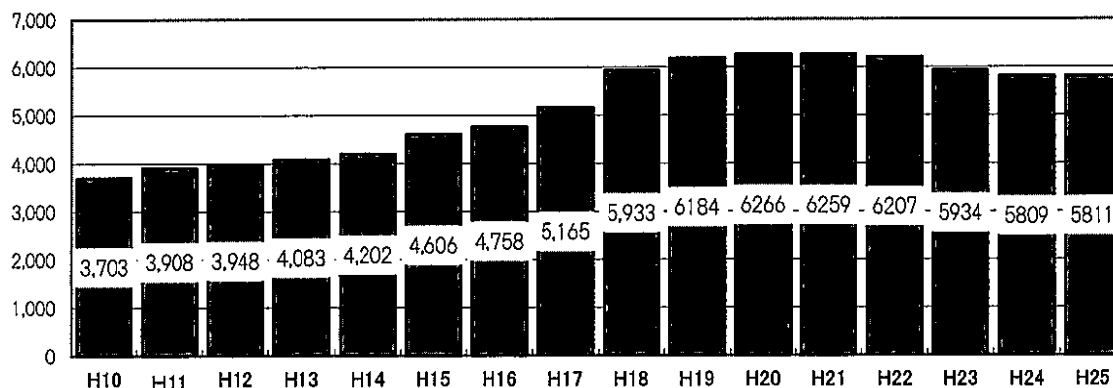
パネル討議・意見交換参考資料

- 資料1 宮城県における担い手の現状など（みやぎ農業振興公社関連）
- 資料2 栗原市「瀬峰地区循環型農業推進会議」紹介資料
- 資料3 角田市「農業生産法人 舘島田生産組合」紹介資料
- 資料4 国の関連資料（新たな食料・農業・農村基本計画、農林水産業・地域の活力創造プランの各概要版）

資料1 宮城県における担い手の現状など

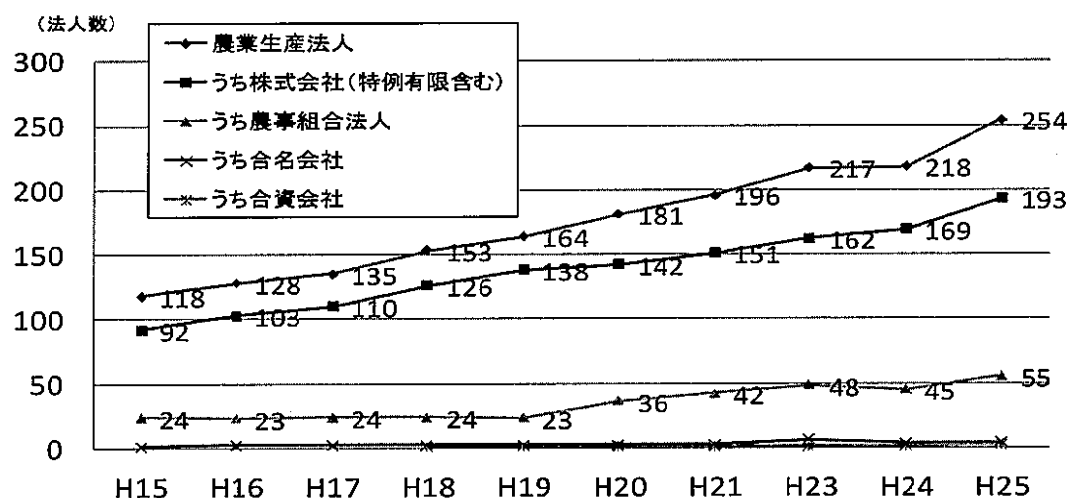
・資料① 県内認定農業者数の推移 (平成27年4月、「宮城県農業・農村の概要」)

(経営体数)



・資料② 農業生産法人、組織形態別法人数

(平成27年4月、「宮城県農業・農村の概要」)

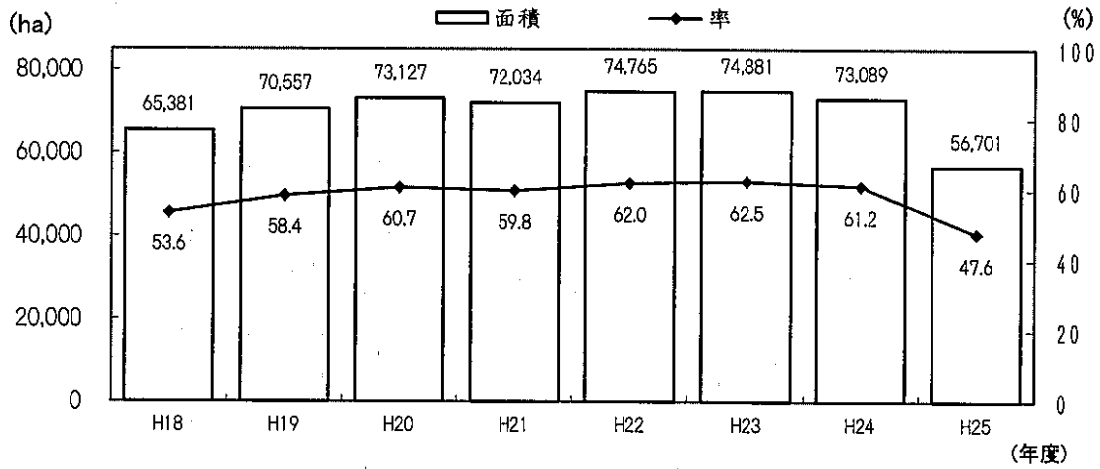


・資料③ 組織形態別集落営農数 (平成27年4月、「宮城県農業・農村の概要」)

年		H21	H22	H23	H24	H25	H26
法人	農事組合法人	31	33	46	44	50	61
	株式会社	38	40	47	46	47	50
	合名・合資・合同会社	0	0	0	0	0	1
	小計	69	73	93	90	97	112
非法人		636	638	819	792	779	770
合計		705	711	912	882	876	882

・資料④ 農地の利用集積面積等（平成27年4月、「宮城県農業・農村の概要」）

《その1》農業経営基盤強化法にもとづく集計

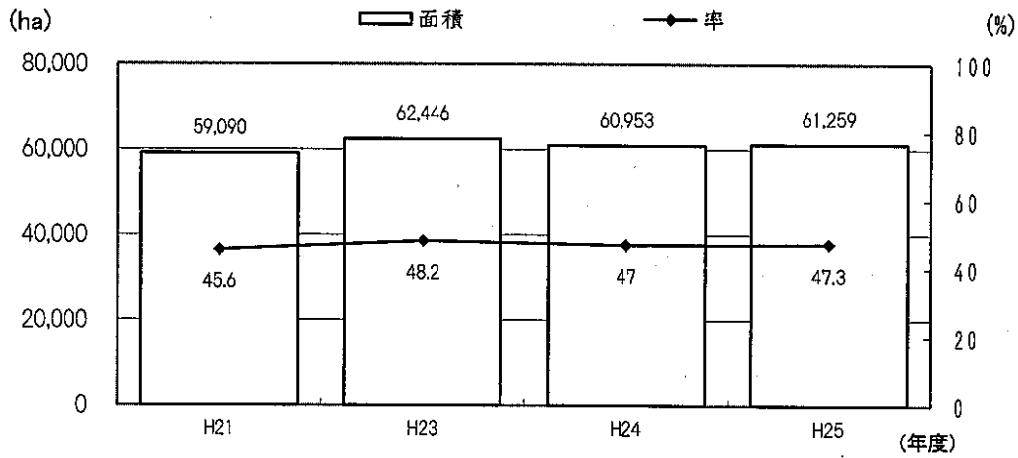


農業経営基盤強化促進法に基づく集計

（・対象農地：農振農用地）

（・集積対象者：H24年度までは認定農業者、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者、特定農業団体の4者であったが、H25から今後育成すべき農業者を除く3者となった。）

《その2》農地中間管理事業の推進に関する法律にもとづく集計

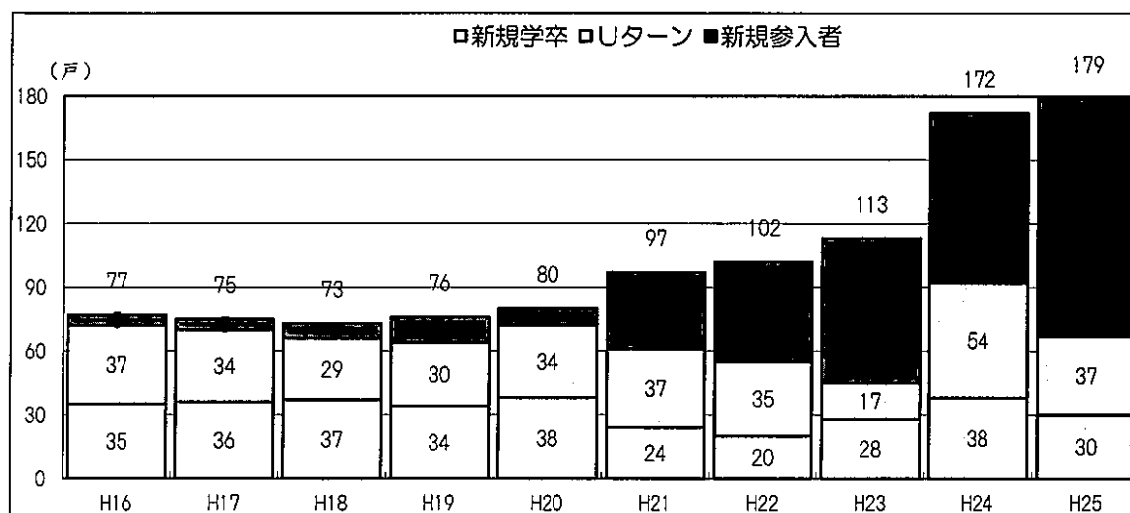


農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく集計

（・対象農地：耕地）

（・集積対象者：認定農業者、基本構想水準到達者、特定農業団体、集落営農組織）

・資料⑤ 新規就農者数の推移（平成 27 年 4 月、「宮城県農業・農村の概要」）



・資料⑥ 各地域別新規就農者数（平成 27 年 4 月、「宮城県農業・農村の概要」）

区分	大河原	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	県全体
23 年	26	17	18	20	17	8	7	113
24 年	25	37	37	20	21	22	10	172
25 年	25	66	29	21	18	18	2	179

・資料⑦ 男女別・年代別新規就農者数

（法人就農者を含む、平成 27 年 4 月、「宮城県農業・農村の概要」）

区分	男	女	10代	20代	30代	40代	50代
23 年	84	29	5	61	26	11	10
24 年	139	33	7	77	65	19	4
25 年	141	38	6	87	53	27	6

・資料⑧ 平成26年度分 本県における「農地中間管理事業」の推進状況(貸借)

平成27年3月31日現在(塩竈市、女川町を除く:32市町村)

①「平成22年 耕地面積(基準)	平成26年度 機構借入件数	②平成26年度 機構借入面積	③進捗率(%) =②÷①%	平成26年度 機構貸付件数	④平成26年度 機構貸付面積	⑤進捗率(%) =④÷①%
129,655	981	882.89	0.7	320	450.07	0.3

(面積単位:ha)

・資料⑨ 平成27年度分 本県における「農地中間管理事業」の推進状況(貸付)

平成27年8月20日現在(〃)

①「平成22年 耕地面積(基準)	平成27年度 機構貸付件数	②平成27年度 機構貸付面積	③進捗率(%) =②÷①%	前年度よりの累計 機構貸付件数	④前年度よりの 累計機構貸付面積	⑤進捗率(%) =④÷①%
129,655	990	1,274.41	1.0	1,310	1,723.88	1.3

(面積単位:ha※中途、解約分を除く)

《宮城県農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)》

農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コスト低減の目標と施策展開について

「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版(26年6月)」より

掲げられた目標・・・4項目(今後10年間)

1. 担い手への
農地集積8割

2. 米の生産コスト
4割削減

3. 新規就農者の倍
増、40歳以下40万人

4. 法人経営体
5万に拡大

展開する施策・・・5課題

① 機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

② 多様な担い手の確保(法人、大規模、集落営農、新規就農、企業参入)

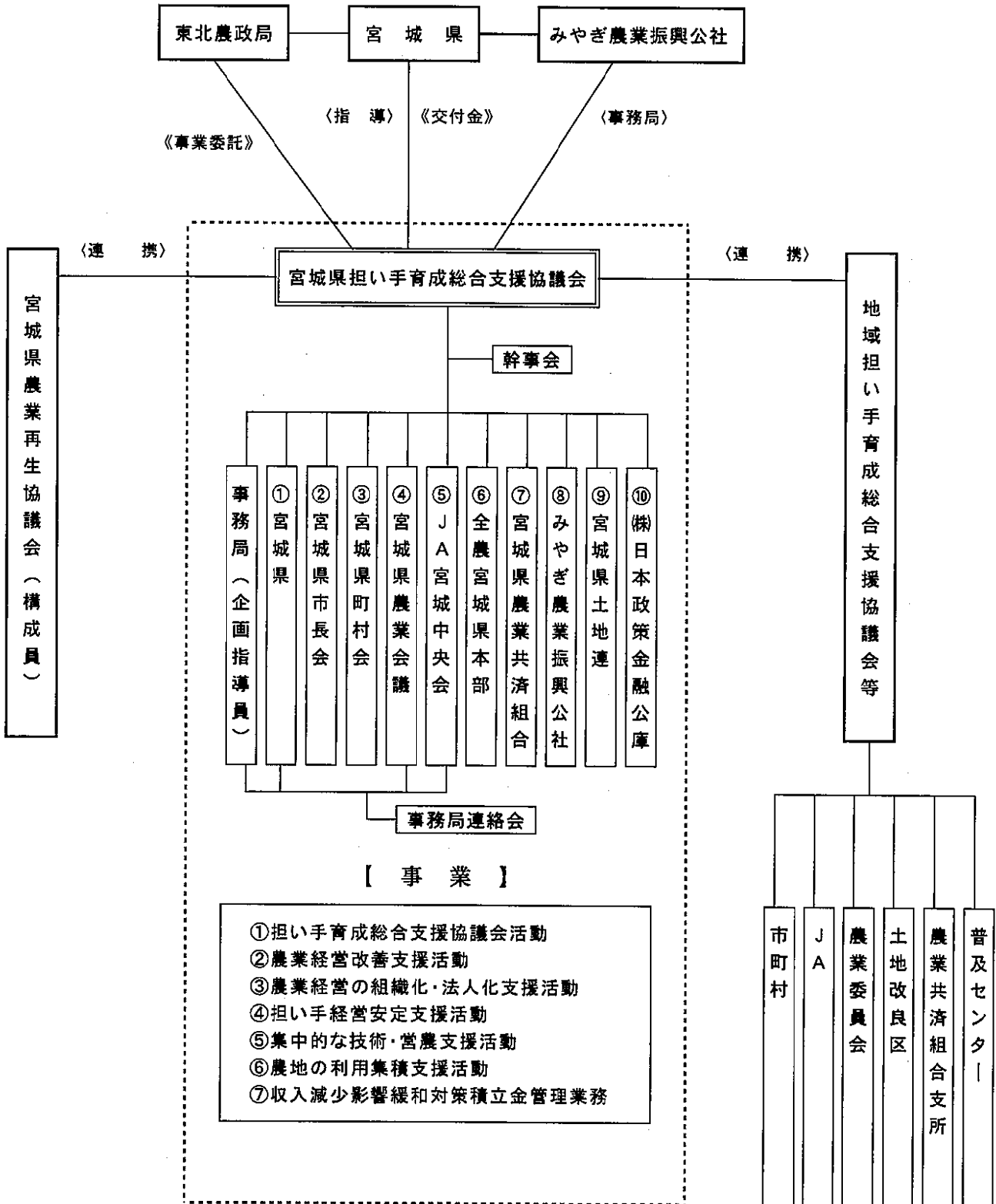
③ 女性農業経営者の能力活用(女子プロジェクト、ビジネス発展支援等)

④ 農地の大区画化、国土強靱化をふまえた水利施設の整備等

⑤ 経済界との連携等、省力栽培技術・品種の開発・導入、資材費の低減、先端モデルの確立等

【 体 制 と 事 業 】

宮城県担い手育成総合支援協議会



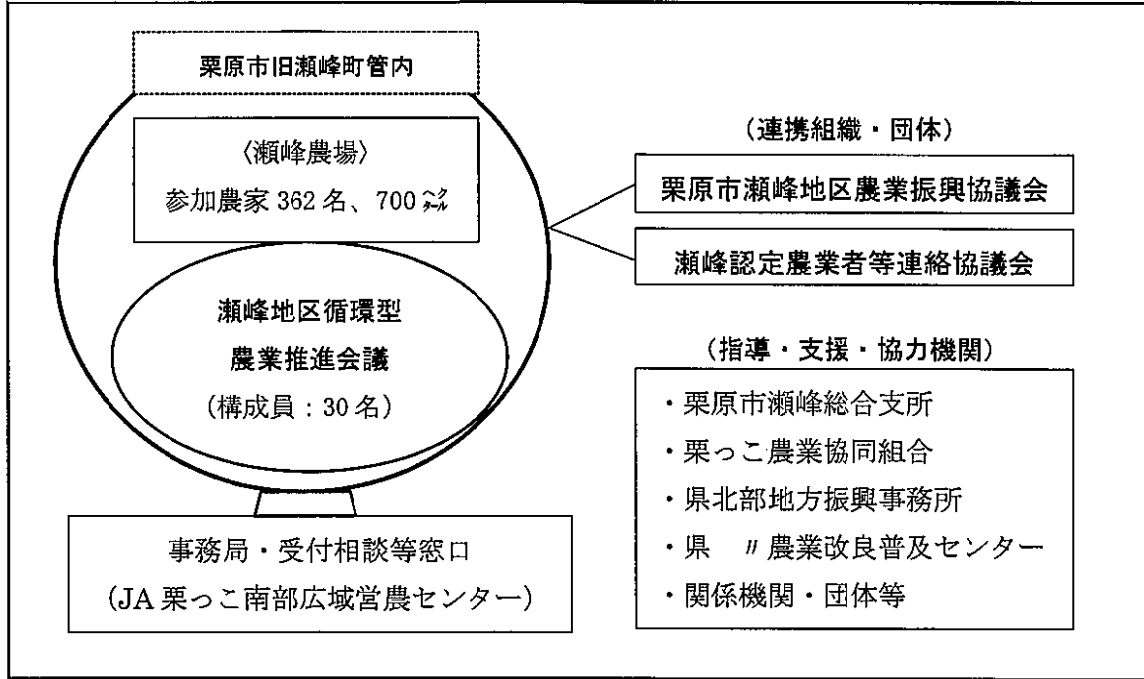
資料2 組織・活動紹介(1)

○栗原市「瀬峰地区循環型農業推進会議」の組織・活動の概要

項目・区分	内 容
①名 称	・「瀬峰地区循環型農業推進会議」(通称「瀬峰農場」)
②設立年月日	・平成15年3月
③所在地・住所	・栗原市瀬峰下藤沢158 →事務局-JA栗っこ南部広域営農センター瀬峰
④構成員(団体代表等)	・耕種農家、畜産農家等の部会組織代表者30名で構成 (水稲・園芸・畜産・酪農等生産組織、堆肥センター等)
⑤賞 歴	・平成21年、第14回環境保全型農業推進コンクール「農林水産大臣賞」 ・平成23年、第40回日本農業賞「集団の部・大賞」
⑥活 動 概 要	栗原市瀬峰地区全域で、稲作や畜産を行う農家約300戸が、「結いの復活」を基本に、一つの経営体と見立てた「瀬峰農場」を形成し、共同の大型堆肥センターを複数建設するなど、地区全域における循環型農業に取り組み、高品質の農産物を販売している。
⑦農地利用・生産状況(27年産)	・稲作農家300戸(耕地面積700㌦) ・畜産酪農農家95戸(肉牛85戸、酪農10戸) ・主な園芸・野菜作目(スナックエンドウ、ミニトマト、南瓜等)
⑧主な取り組み内容	・米の販売ブランド化:JA栗っこ「瀬峰農場ひとめぼれ(エコ・せみね米基準:整粒歩合85%以上、蛋白含量6.3%以下、水分14.5~15.0%、食味72P以上)」 ・野菜、園芸の振興:スナックエンドウ、ミニトマト、南瓜等 ・新規就農希望者の研修受入等の支援にも取り組んでいる。
⑩参考資料	・別紙の通り (組織体制図及び関連資料)

「瀬峰農場」の組織・活動体系概要
 (※JA 全中「日本農業賞受賞者(平成23年)」紹介資料から、転載)

1. 全体の体系図



2. 推進会議の構成 (循環型農業の取り組み)

区分	役割	構成員(組織名)	人数
①耕種農家	稲わら等供給者 堆肥需要者	水稻 ・ 稲作経営部会代表 ・ 大里地区代表 ・ 藤沢地区代表	3名
		野菜 野菜生産組合代表	3名
		葉たばこ生産組合代表	1名
		管内生産組織	13名
②畜産(牛)農家	原料供給者	繁殖 ・ 組織代表(和牛改良組合)	2名
		肥育 ・ 組織代表(肥育部会瀬峰支部)	1名
		酪農 ・ 組織代表 (みやぎの酪農協、宮城県酪農協)	2名
③堆肥製造拠点	堆肥製造者	藤の花有機センター大里堆肥生産組合長	1名
		〃 富堆肥生産組合長	1名
		コンポストセンター藤沢堆肥生産組合長	1名
④販売担当	結果報告者	栗っこ農業協同組合	2名
合計			30名

瀬峰農場

安心・安全
おいしい乳製品

安心・安全
おいしい食肉

栄養豊富な土壌

家畜
非せつ物

健康な家畜
良質な粗飼料による

やさしい農業
化学肥料を要しない

良質な肥料

良質堆肥の製造

豊穠な土地

ロゴマーク

一定の基準に基づいて栽培された農産物には、このマークが貼られ「せみぬの野菜」である事を消費者のみなさんにお知らせしております。



エコせみぬ

ecoの文字として漢字の取字の(S)と(es)をモチーフに自然と共生し、環境に調和を取り取り環境的な効果と広がりをもアピールしてまいります。本場は地球環境へのやさしさ、農産物の安心、楽しめを感じ、次世代に伝わるまでつなげるための良質な農産物の生産方法に切りかかっています。

安心・安全
おいしい農産物

堆肥(肥料)の検査
良質堆肥の要件

- ① 3回以上切り返し(糞拌)をした堆肥
- ② 堆肥の判定基準のひとつであるスコア法で70点以上の堆肥

栗原市瀬峰地区循環型農業推進会議

みちのく宮城栗原産

人と環境にやさしい 栗っこ米

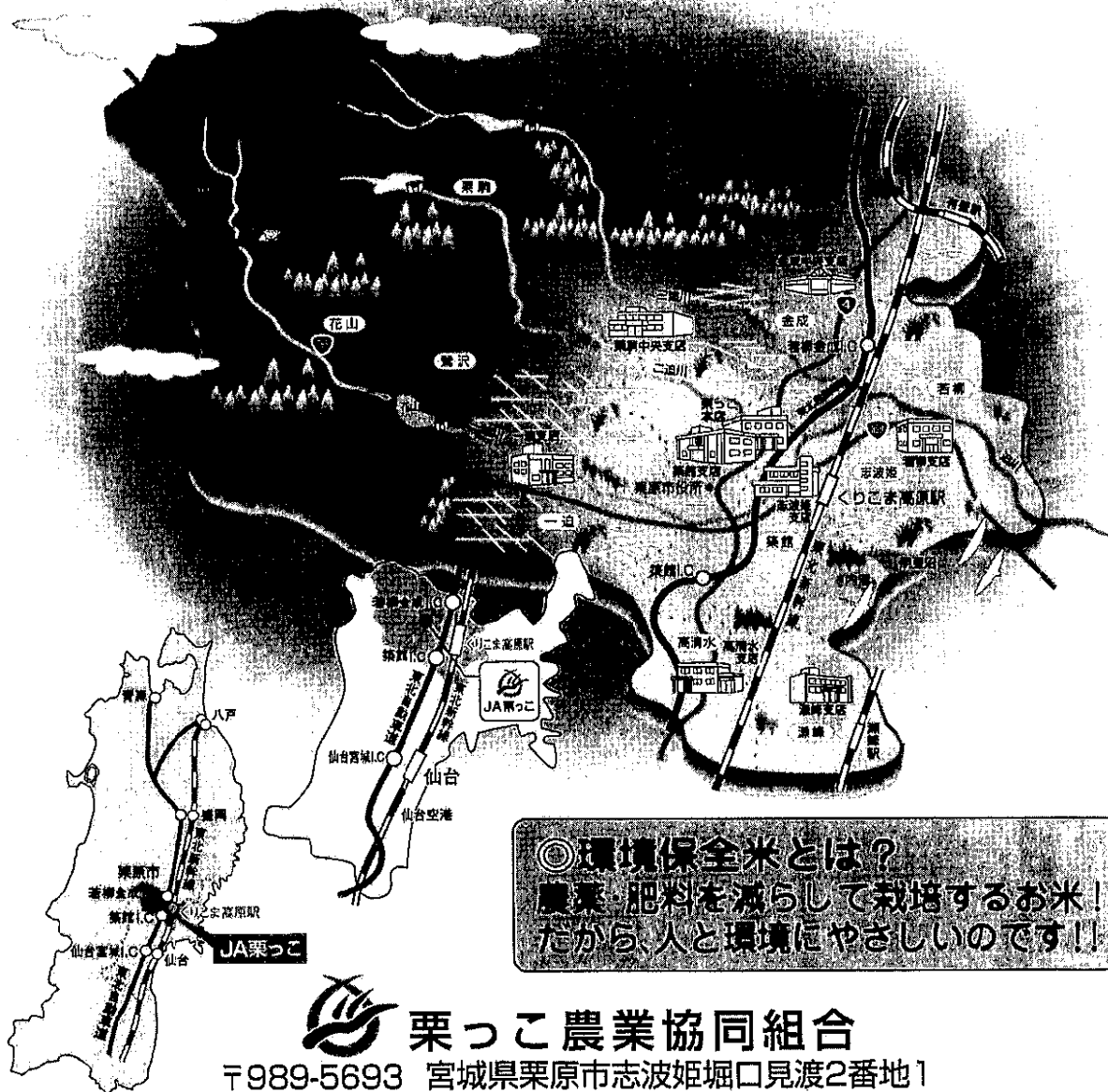
JA栗っこがある宮城県は、日本を代表するお米の名産地です。
その北西部に位置する栗原市が栗っこ米の故郷です。

栗駒山から湧き出る豊富で清らかな水。

豊かな緑が育む澄んだ空気。

広大で肥沃な大地。

私たち栗っこ米生産者は、このような故郷の恵まれた自然環境と
調和のとれた、安全で安心できる、人と環境にやさしいおいしい
お米作りに励んでいます。



◎環境保全米とは？
農薬・肥料を減らして栽培するお米！
だから、人と環境にやさしいのです！！



栗っこ農業協同組合

〒989-5693 宮城県栗原市志波姫堀口見渡2番地1
TEL (0228)23-2107 FAX (0228)22-4109

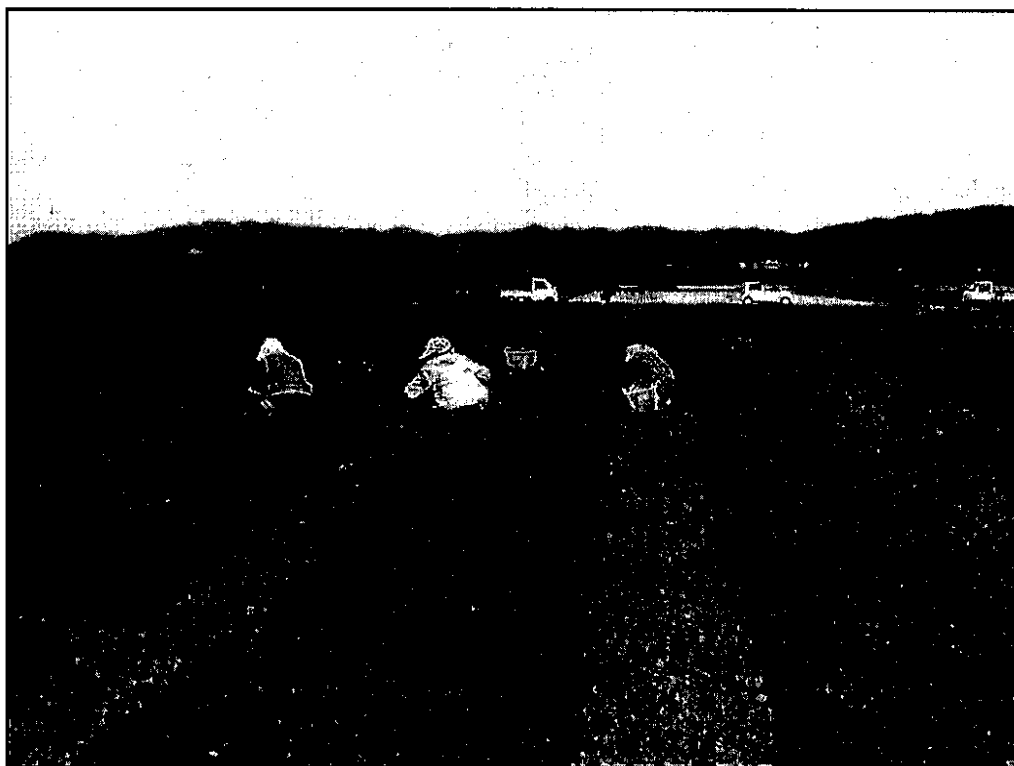
ホームページ <http://www.kurikko.or.jp>

○角田市「(農) 館島田生産組合」の組織・活動の概要

項目・区分	内 容
①名 称	・「農事組合法人 館島田 (たてしまだ) 生産組合」
②設立年月日	・平成 26 年 1 月
③所在地・住所	・角田市島田字瀬上 12-1
④構 成 員	・27 名
⑤設立経過	・前身は、平成 15 年設立の「(任意組合) 館島田生産組合」、その後、平成 17 年に、経営所得安定対策対応や高齢化・所有機械の老朽化に対処するため「集落営農組織」へ発展的に改組し、平成 26 年に法人化した (集落営農法人)。
⑥法人化の目的	・「持続可能な経営体の実現」、現在と将来の直面するであろう課題を集落ぐるみで解決するための手段として法人化に取り組んだ。
⑦経営概況 (27 年産計画時)	※17 年当時の 31.7 ㌦から 42.5 ㌦へ拡大 ・ 経営規模 ：水田 38.6 ㌦、畑地 3.9 ㌦ 計 42.5 ㌦ ・ 経営作目 ：水稻 24.3 ㌦、転作 14.3 ㌦ (麦 7.5 ㌦、大豆 7.6 ㌦、飼料米 6.7 ㌦)、畑作大豆 3.5 ㌦、雪菜 0.2 ㌦、ネギ 0.2 ㌦、育苗ハウス・ほうれん草 300 坪 ・ 所有機械、施設 ： トラクター 2 台 (75.58 馬力)、田植機 1 台 (6 条)、コンバイン 1 台 (5 条)、乾燥機 5 台 (50 石 4 台と 40 石 1 台)、籾摺機 1 台、大豆コンバイン 1 台等
⑧特長、特色	・平成 17 年より、「館島田ゆうらく会」が直売所 (「ふれあい広場」) を開設 (土日開催)。会員 27 名が野菜・果樹・漬け物・小物盆栽・竹細工等の販売に取り組んでいる。 →「定年になった人たちが、自分の家では食べきれない野菜を持ち寄って遊ぼう」という趣旨で始まった。
⑨参考資料 (「経営理念」)	○地域の伝統、文化を次世代に継承し、共に「結い」を成し良い環境を作ります。 ○協同することにより、生産技術の向上と生産コストの低減を図り、組合員相互の利益を増進します。 ○減農薬・減化学肥料栽培を実践して、地域の環境を守り、安全で安心な食べ物を拡大します。 ○地域内での自給運動を起点に、産地直売に取り組みます。

(農) 館島田生産組合

雪菜収穫



ネギ栽培

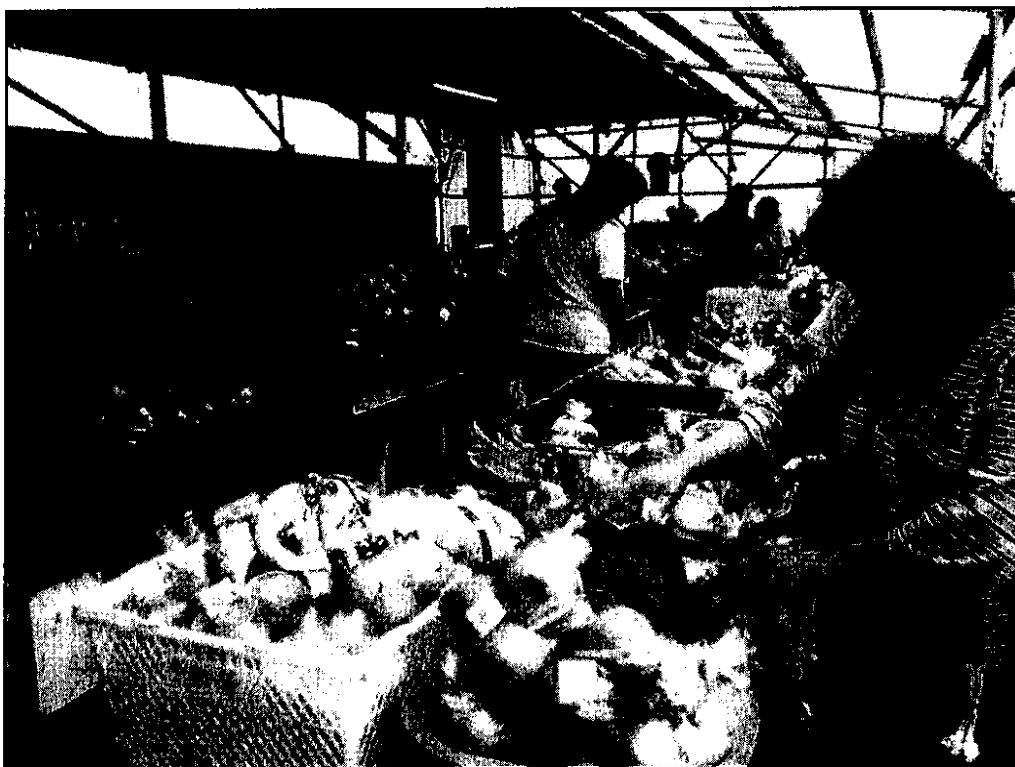


(農) 館島田生産組合

直売所 (1)



直売所 (2)



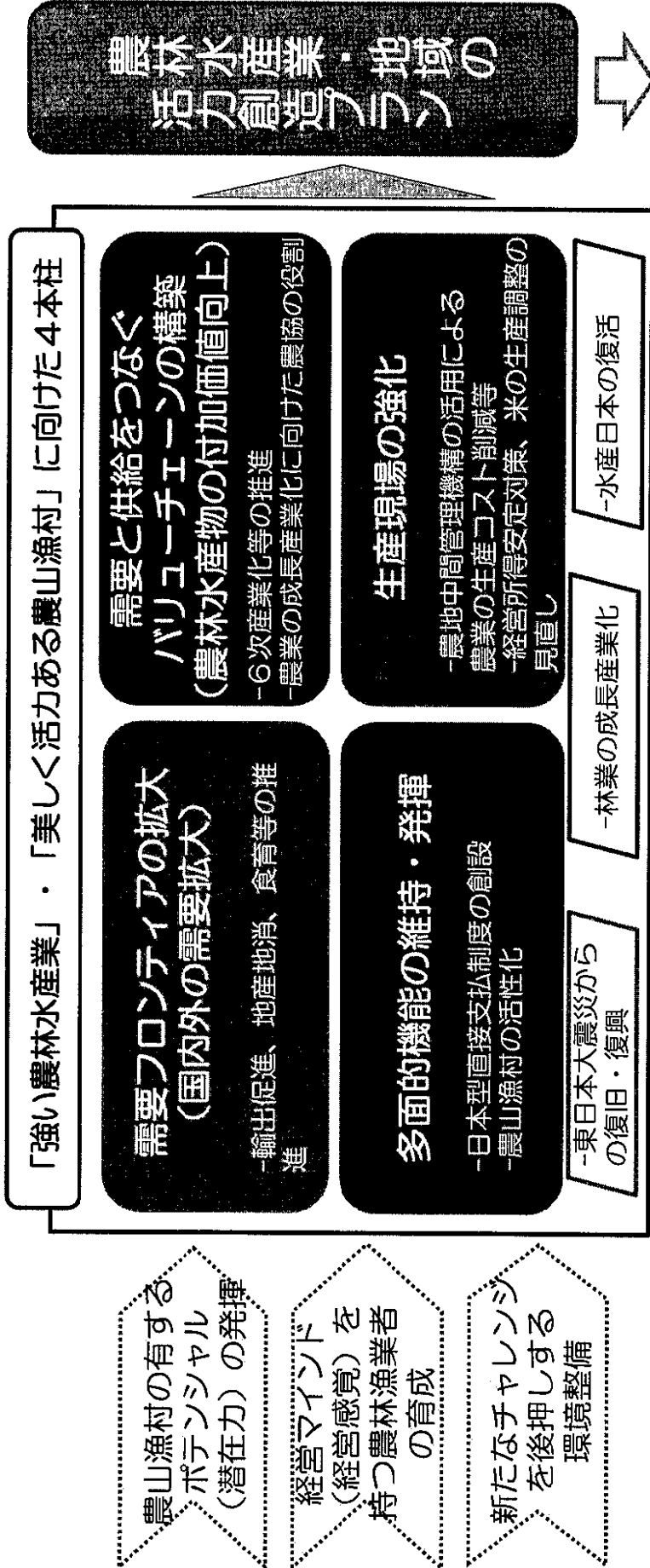
農林水産業・地域の活力創造プランの概要

資料4
国の関連資料(1)

攻めの農林水産業
推進本部
(農林水産省)

産業競争力会議
規制改革会議

農林水産業・地域の活力創造本部



農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

農林水産業・地域の活力
創造本部決定
(平成25年12月10日)

1. 輸出促進・地産地消・食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農業の構造改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農山漁村の活性化
6. 林業の成長産業化
7. 水産日本の復活
8. 東日本大震災からの復旧・復興
9. 農業の成長産業化に向けた農協の役割

※規制改革会議・産業競争力会議における検討を踏まえ、6月を目的に改訂

【農林水産省・関係府省】

現場の実態を踏まえた
着実な改革の推進
(攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】

- 経営力ある担い手の育成
- A-FIVEの活用
- 畜産・酪農の成長産業化
- 輸出環境整備、ジャパン・ブランド推進等
など

【規制改革会議】

- 農業委員会等の見直し
- 農民生産法人の見直し
- 農業協同組合の見直し

改訂のポイント

1. 輸出促進・地産地消・食育等の推進
・オールジャパンの輸出体制、輸出環境の整備
2. 6次産業化等の推進
・A-FIVEの積極的活用、畜産・酪農の強化
3. 農業の構造改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
7. 林業の成長産業化
8. 水産日本の復活
9. 東日本大震災からの復旧・復興

プランの方向性を踏まえた食料・農業・農村基本計画の見直し

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

- 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- 新たな可能性を切り拓く技術革新
- 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

中長期的な情勢の変化の見通し

- 食料・農業・農村をめぐる情勢
- 高齢化や人口減少の進行
 - 世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
 - 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
 - 農地集積など農業・農村の構造変化
 - 多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)
 - 東日本大震災からの復旧・復興

評価と課題

- これまでの食料・農業・農村基本計画
- 食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
 - 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン
- | | |
|-----------|------|
| 平成12年3月決定 | 基本計画 |
| 平成17年3月決定 | 基本計画 |
| 平成22年3月決定 | 基本計画 |
- おおむね5年ごとに見直し

食料自給率の目標

- 食料自給率目標は実現可能性を考慮して設定
【カロリーベース】 (生産額ベース)
39% (H25) → 45% (H37) 65% (H25) → 73% (H37)

食料自給力指標を初めて公表

- 食料自給力指標
食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

講ずべき施策

- 食料の安定供給の確保
- 食品の安全保障と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組の推進
 - 食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承の推進
 - 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を促進
 - 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立

農村の振興

- 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の着実な推進や鳥獣被害への対応強化
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など地方創生に向けた取組の強化
- 都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進

【基本計画と併せて策定】

- 農地の円通しと確保
- 農地水産研究基本計画
- 農業構造の展望
- 魅力ある農山村づくりに向けて
- 農業経営等の展望

農業の持続的な発展

- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進
- 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備
- 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備
- 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現
- 気候変動への対応等の推進

東日本大震災からの復旧・復興

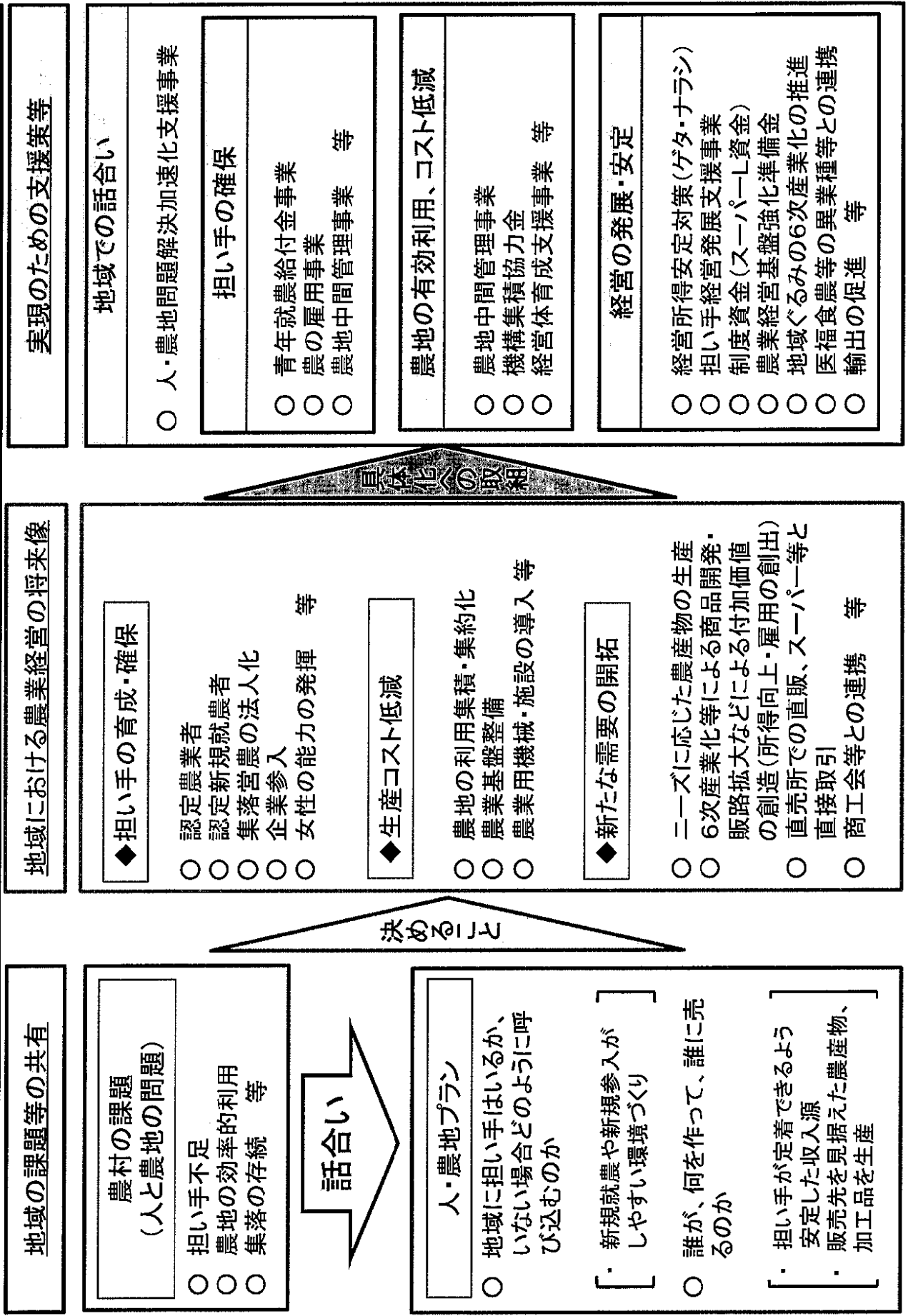
- 農地や農業用施設等の着実な復旧等の推進
- 食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等の推進

団体の信頼構築

- 農協改革や農業委員会改革の実施
- 農業共済団体、土地改良区の在り方について、関連制度の在り方を検討する中で、検討

(参考：東北農政局)

地域における農業経営の強化に向けて



地域における農業経営の強化のための支援策（平成27年度予算概算決定）

地域での話し合いを促進する施策

- ◆ **人・農地問題解決加速化支援事業**
 - ・ うち人・農地プランの見直し支援
 - 市町村等が、担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランの継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援。

うち地域連携推進員の活動支援

- ・ 人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効果的・効果的に進められるよう、普及員のOB、リタイヤした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援。

担い手の育成・確保を促進する施策

- ◆ **青年就農給付金事業**
 - ・ 青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、青年就農給付金（年間150万円）を最長7年間（就業前の研修期間：2年間、独立・自営の就業直後：5年間）給付。

◆ **農の雇用事業**

- ・ 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就農者に対して実施する実践研修等に対して支援（年間最大120万円）するとともに、雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修についても支援。

農地の有効利用やコスト低減のための施策

- ◆ **農地中間管理機構事業**
 - ・ 農地の集積・集約を促進するため、農地中間管理機構が、地域の農地を借り受けて、まとまった形で担い手に貸付け。

◆ **機構集積協力金交付事業**

- ・ 人・農地プランの話し合いの中で、農地中間管理機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対し、機構集積協力金を交付。

◆ **経営体首成支援事業**

- ・ 人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資等により農業機械等を導入する場合、融資等の残額について事業費の1/3を上限に支援。

所得向上や経営の発展・安定のための施策

- ◆ **経営所得安定対策（ゲタ）**
 - ・ 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- ◆ **経営所得安定対策（ナラン）**
 - ・ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの26年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。
- ◆ **担い手経営発展支援事業**
 - ・ 集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組等を支援。【法人化（40万円）、集落営農の組織化（20万円）】
- ◆ **スーパーL資金（制度資金）**
 - ・ 人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れられるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減。

◆ **農業経営基盤強化準備金（税制）**

- ・ 農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

◆ **地域ぐるみ6次産業化の推進**

- ・ 農村漁村の所得や雇用の増大を図るため、農業者等と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓・施設整備等により、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農工商連携、地産地消の取組を支援。

◆ **医福食農等の異業種等との連携**

- ・ 医学・農学等の関係者や食品産業界等による医食農連携を推進。

◆ **輸出の促進**

- ・ 輸出拡大のため、産地間調整やマーケティング戦略、輸出団体の育成や輸出環境の整備、輸出商談や相談窓口のワンストップ化などを支援。

